

**総務省第三セクター等のあり方に関する研究会最終報告書案（三セクの活用）**

総務省第三セクター等のあり方に関する研究会が3月13日に最後の研究会を開催し、今後の第三セクター等のあり方に関する報告書案を審議した。その中で従来と異なる視点が組み込まれている。それは、第三セクター等の地域活性化に向けた積極的活用である。

本報告書案では、人口減少・少子高齢化の進行、地域経済の疲弊、インフラの老朽化の急速な進展、防災・減災の必要性の高まりをはじめとする社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間資金とノウハウを活用し、もって経済再生・地域再生と財政健全化の両立に資することが重要であるとしている。第三セクター等は、地方公共団体と民間の共同出資・出損による設立、公共性・公益性が高い事業の民間企業と同様の手法での実施等の特性を有するものであり、地域で公共部門における民間の資金・ノウハウの活用を図るための有力な手法の一つであるとしている。そのため第三セクター等は、今後の地域社会に求められる役割を果たすことが、これまで以上に重要となる。なお、最終的な報告書は、研究会議論を踏まえた修正を加え3月中には確定する流れにある。詳細な内容は、最終報告の内容が確定した後、富士通総研「政策研究 2014年4月号」以降で整理することとし、以下では概要を紹介する。

第三セクター等については、従来から地方財政に最終的に大きな課題をもたらすリスク要因としての視点から、地方自治体での役割と機能を限定化する議論を中心に展開されてきた。第三セクター等は、一般的には、設立、整理・再生等が容易であり、公共性、公益性を有した事業を民間企業と同様に機動的、効率的に行うことが可能であるため、多数の法人が設立され、地域において一定の役割を果たしてきた。第三セクター等は、民間の出資や融資を弾力的に受けることが可能であり、また、事業を実施するに当たって、地方公共団体の関与を必要な範囲で残しながら、民間の手法、ノウハウを活用した形で実施するための有力な手法のひとつであるとしている。

一方で、現在、公共部門において民間の資金とノウハウを活用する手法は、PFIをはじめとして複数存在する。こうした状況で「第三セクター等」という事業手法を選択することが適当であるためには、その事業手法が有する特性を活かすことが可能であり、かつ、他の手法を選択した場合と比べて地方公共団体のメリットが大きいと認められることが必要である。そのため、地方公共団体は事業手法の検討にあたり、広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、他の手法との比較を行うことが必要である（このことは、第三セクター等の設立時だけでなく、あり方を見直す場合においても同様である）。

本報告書案では現在、地域において有意義な活動を行い、大きな役割を果たしている第三セクター等の例も参考として提示し、複数の地方自治体が連携して圏域で展開している例、黒字経営を維持している例、地域にとって必要な公益的事業を担っている例、民営化等に結び付けた例、三セク型で経営を立て直した例等、第三セクターの活用について適切な検討を行うことを地方公共団体に求めている。その際に、都市部と非都市部による公益性の違い等、地域環境にも十分配慮する必要がある。なお、地方公共団体の第三セクター等への関与や設立に当たっては、地方公共団体の責任や公的支援等に係る既述の考え方を十分に踏まえることが前提となる。特に、地方公共団体は、第三セクター等に係る財政的リスクの計画的な整理に取り組み、財政健全化・財政規律強化を実現することが優先して求められるものであり、それに反しない範囲で第三セクター等の活用を検討するべきであるとしている。